

第5回安全基準・検査WG（議事概要）

日 時：令和7年4月24日（月）10：00～12：00

場 所：合同庁舎3号館9F第5会議室

出席委員：清水座長、村井委員、三輪委員、田村委員、土田委員、間島委員、巢籠委員、中村委員、四方委員、飯島委員、尾形委員、山田委員、小倉委員、荻野委員代理、古川委員代理

議事次第に沿って、事務局から資料の説明を行い、意見交換を行った。主な意見は以下の通り。

議事概要：

<議題1. 自動運航船の安全基準について>

- ・自動運航システムの欠陥に関する報告について、報告対象を規定するのは検査心得のみで良いのか。
→事務局より、今回の改正内容については誰でもアクセスできる形で公表し、会社の安全管理として作成すべき資料の中に、報告対象・プロセスを明記いただくことを想定している旨説明。
- ・管海官庁が指しているものは、海上保安庁及び海事局ということか。
→事務局より、管海官庁が指しているものは本省や地方運輸局、運輸支局を想定しており、海上保安庁は入っていない旨説明。
- ・安全管理規程のひな形を出していただきたい。また、安全管理システムの承認を受けている場合はそれを提出すれば足りるのか。
→事務局より、自動運航船の場合のひな形として提示するか個別対応になるか決まっておらず、内部で検討する旨及び内航で任意ISMを実施している場合はそちらに入れていただくことも想定している旨説明。
- ・船舶所有者と船舶を運航する会社はどういう関係か。
→事務局より、船舶所有者は船舶安全法に基づき、資料の作成や承認、船長への供与を行う必要があるが、資料の内容や安全管理規定への取り込みに関しては、内航海運業法や海上運送法に係るオペレータ、運航者が行う場合もあると承知している旨説明。
- ・安全管理規定は会社ごとに定められているが、自動運航船の場合だけ参照を求めるような記載をしてよい。船舶所有者とオペレータが一致していない場合に、自動運航に関する知見がないオペレータが安全管理規程を作成することは問題ではないか。
→事務局より、安全管理規程の中に自動運航船の管理に係る事項を追加すればよいが、あくまで例示として挙げたものであり、この点は整理予定である旨説明。
- ・情報の保存について6ヶ月保管するということだが、これは船内で保管することか。
→事務局より、特段場所の制限はされておらず、記録が失われないように適切な方法で船内に保存するほか、遠隔の事業場にて保存するという選択肢も想定している

旨説明。

- ・事故がなかったとしても何らかのシステム障害が発生している可能性があるため、航海記録として振り返られるように6ヶ月分保存を求めているということか。

→事務局より、事故発生後に記録を遡ってその原因を突き止めるためのものであり、そのために48時間又は1航海以上の情報の記録を求めているが、6ヶ月間の保存は沈没等で発見に時間がかかる場合を想定したものであり、その間に消えないことが担保されればよい旨説明。

- ・6ヶ月以上という表現が不明瞭であるため、6ヶ月間にしてはどうか。

→事務局より、表現ぶりに関しては見直す旨説明。

- ・情報記録の内容について、「自動運航システムから船員への引継ぎが生じた場合、その要求の時刻及び内容並びに引継ぎを実行した時刻」とあるが、システムが船員への引継ぎを要求する前に船員の判断で引き継ぐ場合はどうなるのか。

→事務局より、船員の判断によってオーバーライドする場合もあると承知しているが、その場合はその判断理由を記録するよう求めているわけではなく、引継ぎ時刻が分かればよい旨説明。

<議題2. 自動運航船の検査方法について>

- ・1回目の検査以降、定期的検査においては同様の検査を行うのか。

→事務局より、システム自体を変更する場合は初回時と同様の検査が必要となるが、定期的検査においては変更がないことを効力試験によって確認し、資料の確認を行うことを想定している旨説明。

- ・評価指標について、⑦～⑩は最小、最大ではなく時系列で出すべきではないか。また、評価指標は専門家にとって難しいため、配慮が必要ではないか。

- ・専門家の資格要件について、4年以上の乗船履歴を有する人はほとんどいないため、「船長としての履歴を有すること」等としたほうがよい。

→事務局及び船技協より、評価指標及び専門家の基準については、船技協の会議体の中で検討している現時点版であり、ご意見を踏まえ今後精査していく旨説明。

- ・自動離着陸機能を持つ自動運航船の場合、検査を行えば自動離着陸を行ってもよいということか。

→事務局より、自動運航システムの基準への適合性を確認するのが検査、それを証明するのが検査証書であり、検査証書が出たからといって使用を許可するものではない旨説明。

- ・海技研のリスク解析手順書を参考とあるが、リスクアセスメントは他の手法を用いてもいいのか。

→事務局より、リスク解析手順書はあくまで参考であり、他の手法も認められる旨説明。

以上